

覚 書

広島市立中央図書館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、広島市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から雑誌「 」の提供を受ける。

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告をカバーに掲載することができる。ただし、広告の内容等については事前に甲に協議する。

（提供の期間）

第3条 乙が甲に対して提供する期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合は、甲が広告掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2カ月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

（提供雑誌購入代金の支払方法）

第4条 提供雑誌の代金の支払いは、甲が指定する納入業者に乙が直接支払う。乙は、納入業者から請求を受け、指定された期日までに支払う。

2 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算する。

3 振込手数料は、乙の負担とする。

4 乙が提供する雑誌が休刊した場合は、甲と協議の上、別の雑誌に広告を振替する。

（広告掲載の責務）

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負う。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、および広告の内容等に関する全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障する。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立または損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決する。

（協 議）

第6条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲および乙が誠意をもって協議し、解決を図る。

本覚書は2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島市中区加古町4番17号
公益財団法人広島市文化財団
理事長 印
(広島市立中央図書館)

乙 所在地
名 称
代表者 印